

# ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン

令和2年8月25日  
内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、文化庁

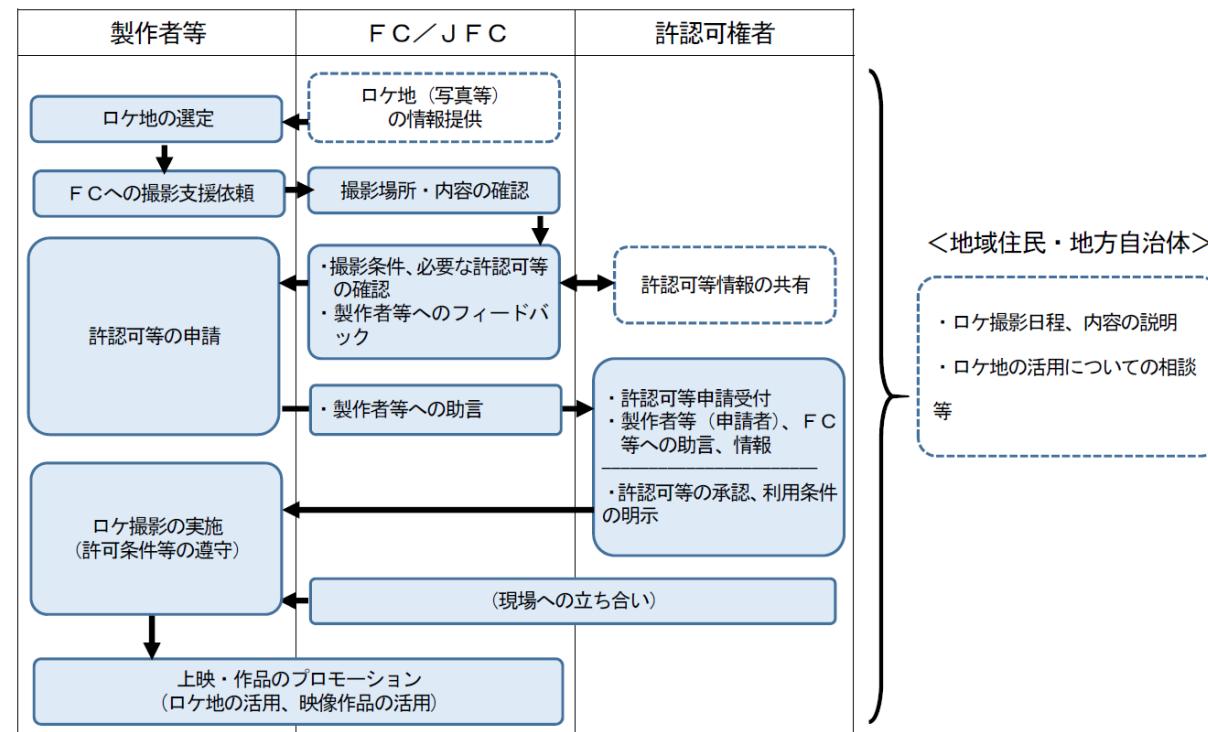
## ガイドラインの背景

- 映像作品は日本の重要なコンテンツであるが、制度運用面、情報提供面、体制面等の問題からロケ撮影の手続が円滑に行われず、大型映像作品の日本におけるロケ撮影の機会を逃す原因ともなっているとの指摘
- 本ガイドライン策定の途上で発生した新型コロナに対応するため、映像産業関連の団体等が策定した新型コロナ感染予防対策に関するガイドラインも踏まえ撮影を実施することが必要

## ロケ撮影・誘致の目的

- ロケ撮影・誘致は、雇用創出等を通じた経済効果・地域振興、人材育成・技術底上げによる日本の映像産業の振興とともに、日本の自然的・文化的魅力の世界への発信を通じてインバウンドの促進につながる効果が期待される。
- このため、我が国の中長期的な経済成長に寄与する政策として、政府一丸となって取り組むべきもの

## ロケ撮影の一般的な流れ



## ロケ撮影の円滑な実施に当たって目指すべき方向性

- 政府一丸となって取り組むべき重要な政策であることを関係者間で共有

### JFC／FCに求められること

- ・ロケ撮影に関する情報を一元的に集約し、柔軟な支援につなげる（各種法令等や例えば大規模な道路工事情報などの地域固有の情報の集約）
- ・地域住民との密なコミュニケーション、製作者等への適切な情報提供・助言等、許認可権者や地方自治体と連携
- ・外国の製作者等への情報提供を行うことに加えて、支援作品やロケ地の発信等に努める
- ・語学力・専門性の高い人材の育成、地域間の更なる連携促進など、一層の体制強化を図る

### 許認可権者に求められること

- ・JFC／FC等からの求めなどに応じて必要な情報共有・提供を行うことや、FCや製作者等への助言（地域住民の理解促進に資するものを含む）を行うことに努める。
- ・製作者等の立場やロケ撮影の意義等を踏まえ、関係機関との連携の下、その所管する許認可等の手続の円滑化（柔軟な対応や部署間等の連携等含む）に努める。

### 製作者等に求められること

- ・許認可等条件、法令の遵守
- ・許認可権者や地方自治体等とも連携し、ロケ地の地域住民と密なコミュニケーションを図り、その理解を得る。
- ・地域住民や地方自治体とともに、ロケ地の活性化に貢献

## 口ケ撮影が円滑に行われた好事例①

### 1 口ケ誘致の目的・自治体の関与等

- 被災地での撮影で、震災復興状況を記録・拡散するとともに、観光客の増加による復興支援を図るとして、自治体が自ら口ケを誘致
- 地域の活性化を目的として、自治体が、自らエキストラを募集するほか、地域住民等の合意形成について主体的に連絡調整を実施

### 2 許認可権者による多言語対応事例

- ドローンの利用について外国人向けに7か国語での案内や飛行ルール、ガイドライン等も発出しているほか、ヘルプデスクを設置し対応している

### 3 地域住民等の合意形成

- 協議会形式による合意形成
  - 自治体等が、地域住民、道路利用者等の合意形成のため、協議会を設置
  - 関係者が協力した合意形成
    - 自治体が、地域住民に事前広報や説明会等を実施するなど、地域住民等の合意形成のため主体的に連絡調整を実施
    - 日頃より地域イベントにも参加し、コミュニケーションを図るなどを実施
- 製作者等単体での取組による合意形成
  - 自治体、自治会、地域住民、店舗・商店街、企業等に説明
  - 地域住民に対する協力依頼文の配布

### 4 許認可権者による代替案の提示・助言

- 交通への影響が多大であった場所に替えて、可能な場所の案を具体的に提示
- 観光客で交通量が増加する路線であったことから、撮影日や時間帯について代替案を提示
- 地域住民や通行者に注意喚起するための予告看板等の掲示場所について、より効果的な場所を検討・助言

### 5 申請の一括受付、許認可権者間、管轄区域をまたがる許認可現場間等における連携

#### (1) 許認可権者による道路使用許可と道路占用許可との一括受付

- 道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付することができるようになっている

## ロケ撮影が円滑に行われた好事例②

### 5（2）ロケ撮影が複数警察署にまたがる場合の調整

- 事前にFCから概要の提供を受けていた警察本部が複数の関係警察署に対して、情報提供を行うとともに、ロケの内容、規模等について指導・助言を実施
- 申請者と警察署の協議に警察本部も立ち会い、必要な調整等を実施

### 6 許認可権者による申請手続の電子化

- ドローン撮影に関する航空法に基づく許認可申請については平成30年4月以降、許認可権者において申請手続を電子化しており、現在は9割近くが電子申請により行われている。

### 7 FCの取組

- ロケ誘致等に関する取組やロケ地に関する情報の海外への発信
  - 海外からのロケ誘致等のため、FCが運営するインスタグラムにおいて掲載する写真に日本語に加えて英語での説明を追記
- 相談・申請段階
  - FCが製作者等に対し、撮影場所の選定、各種許可申請について、助言等を実施
  - FCが主体的に、関係機関等への事前相談を調整を行うとともに同席
- 合意形成段階
  - 自治体、警察、消防、企業、地元自治会、バス事業者、大学、警備会社等を交えた合同説明会を実施
  - 地域の企業等で構成されるまちづくり協議会の構成員等に対して説明会を実施するとともに、その他の関係者に個別説明を実施
  - 地域の墓地において海外案件の撮影を行う際、該当する自治区の自治会へ撮影の相談、説明会を実施
- 撮影日当日
  - 撮影当日の迂回誘導、一般苦情等の現場対応に従事
  - 海外の撮影隊到着時に撮影ルール（ゴミの分別、室内で靴を脱ぐなど）を記載した紙を配布
- その他
  - 海外クルーへの日本文化の体験等